

特集

平成24年度からの 後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに見直されることになっており、保険料を決める際の「均等割額」と「所得割率」が決定しました。

この保険料率は、平成24年度と平成25年度の保険料算定に適用されます。

	平成24・25年度	平成22・23年度	増減
均等割額	47,474円	46,241円	1,233円増
所得割率	9.45%	8.73%	0.72ポイント増
賦課限度額	55万円	50万円	5万円増

※改定後の保険料率に基づく保険料額は、平成24年7月中旬頃皆さまに通知する予定です

後期高齢医療保険料の算定

保険料額 = 均等割額 + 所得割額 (所得 × 所得割率)

均等割額：県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です。
 所得割額：加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です。

保険料の軽減措置があります

世帯の所得の状況等に応じて、保険料の軽減措置があります。

○均等割額の軽減

軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	同一世帯内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額の合計額
9割軽減	4,747円	33万円(基礎控除額)以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がないこと
8.5割軽減	7,121円	33万円(基礎控除額)以下
5割軽減	23,737円	[33万円(基礎控除額)+24万5千円×被保険者(世帯主を除く)の数]以下
2割軽減	37,979円	[33万円(基礎控除額)+35万円×被保険者数]以下

○所得割額の軽減

軽減割合	総所得金額等
5割軽減	総所得金額等から33万円(基礎控除額)を引いた額が58万円以下の人(公的年金収入のみの場合、211万円以下の人)

○後期高齢者医療制度に加入する前日まで、被用者保険の被扶養者だった人の保険料の特例
 均等割額が9割軽減されます(所得割額は、かかりません。)

病院だより 43

ますます便利になります♪ 無料シャトルバス



患者さんや病院を利用される皆さんの利便性やサービスの向上の一環として、美祢市立病院と美東病院の二つの公立病院を結ぶ無料シャトルバスを運行しています。

平成24年4月より更に利用される皆さんの利便性向上のために運行日と運行時間の見直しを行いました。

運行日は週3日から週5日(月～金曜日)に、1日4往復(8便)から5往復半(11便)に増便し、ますます便利になりました。

無料シャトルバスは、外来の患者さんはもちろん、付添いの人、お見舞いの人も利用できます。

また、車やバイクをお持ちの人でも、長距離の運転が難しい時には、自分の車から無料シャトルバスに乗り換えて受診される病院(美祢市立病院または美東病院)まで行くこともできます。

シャトルバスの乗降場所は両病院の玄関前となっています。安全運転に心掛け、両病院をノンストップ(約30分)で運行しています。

どうぞお気軽にご利用してください。

運行時間

美祢市立病院発	美東病院発
	8時20分
9時00分	9時40分
10時20分	11時30分
12時10分	12時50分
13時30分	14時50分
15時30分	16時10分



運行日

月曜日～金曜日の週5日
(祝祭日及び年末年始を除く)

ご注意

- ・発着時刻は天候、道路状況により遅れが生じることがあります。
- ・診療を受ける際には事前に診療時間などをご確認ください。
- ・途中での乗降はできません。

問合せ先

○シャトルバスの運行について
経営管理課 [☎0837(52)1700]

○診療時間等について
美祢市立病院 [☎0837(52)1700]
美東病院 [☎08396(2)0515]